

平成 29 年 9 月 8 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ上場投信— FTSE Blossom Japan Index

当社は、「ダイワ上場投信—FTSE Blossom Japan Index」につきまして、設定と運用開始を 9 月 25 日に、東京証券取引所への上場を 9 月 26 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FTSE Blossom Japan Index」の変動率に一致させることを目的とします。

2. ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FTSE Blossom Japan Index」の変動率に一致させることを目的として、「FTSE Blossom Japan Index」に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

「FTSE Blossom Japan Index」について

- ◆FTSE Blossom Japan IndexはFTSE International Limitedにより選定されたESG（環境、社会、ガバナンス）要因への対応力が優れた企業で構成される株価指数です。
- ◆ESG Ratingsは、市場参加者がスチュワードシップ活動および対話（エンゲージメント）に活用できる明確なESG基準に基づいて行なわれます。
- ◆ESG Ratingsに用いる評価項目は、事業活動そのものが属する業種と、それが行なわれる地理的条件に合わせて決定されます。また、企業行動や投資家ニーズ、社会の関心など、時代の変遷に対応するために定期的に見直しが行なわれます。
- ◆原則として6月と12月の年2回、ESG Ratingsの見直しとそれに基づいた指数構成銘柄の見直し、および時価総額に基づいた構成比率の見直しを行ないます。
- ◆くわしくは、以下のホームページをご確認下さい。
http://www.ftserussell.com/blossom_japan

※「FTSE Blossom Japan Index」を以下「対象株価指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、10口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「FTSE Blossom Japan Index」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
 - 解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月10日および7月10日です。

（注）第1計算期間は、平成30年1月10日までとします。


※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価 格 変 動 リ ス ク ・ 信 用 リ ス ク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、一銘柄の組入比率が高くなる場合があり、各組入銘柄の値動きが基準価額におよぼす影響が大きくなる場合があります。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「FTSE Blossom Japan Index」の変動率に一致させることを目的として運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※届出日（平成29年9月8日）現在、FTSE Blossom Japan Indexの先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。


4. ファンドの費用


投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.162% (税抜0.15%) 以内 (提出日現在は、年率0.162% (税抜0.15%)) を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に54% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、54% (税抜50%)) を乗じて得た額	
委託会社 受託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社 受託会社
	イ. の額 (税抜)	年率0.12 % 年率0.03 %
	ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)	50 % 50 %
	※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。	
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ※商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0108% (税抜0.01%) 以内 (提出日現在) を乗じて得た額となります。 ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 	


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券、野村證券、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

 <p>取得時</p>	取得単位	<p>「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」… 対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 <「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数> 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。</p>
	取得時のバスケットの決定	<p>●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト [http://etf.daiwa-am.co.jp/] に掲示します。</p>
	取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
	取得方法	追加設定は株式により行ないます。
	取得代金	—
	解約申込	解約申込により換金することはできません。

 <p>交換時</p>	交換申込	受益権と株式との交換ができます。
	交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
	交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口当たり）
	交換代金	—

 <p>申込について</p>	申込受付中止日	<p><取得申込みの受け付けの停止> ※次の1. から3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込みを受け付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <交換申込みの受け付けの停止> ※次の1. から3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込みを受け付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の4営業日前から起算して8営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内） 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p>
	申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）とし、その翌営業日を取得申込受付日とします。
	取得の申込期間	平成29年9月25日から平成30年10月3日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
	換金制限	—
	取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

 その他	信託期間	無期限（平成29年9月25日当初設定）
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が20万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1月10日および7月10日 (注) 第1計算期間は、平成30年1月10日までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	1兆円に相当する株券および金銭
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 ※平成29年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三菱 UFJ 信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上